

富山県電子入札運用基準  
(建設工事及び建設コンサルタント業務等)

令和6年4月

(令和6年4月1日以降に公告または指名通知を行う案件に適用)

# 富山県電子入札運用基準 目次

<b>1. 電子入札実施の基本方針</b>	1
<b>2. 紙入札承諾の基準</b>	1
2-1 当初から紙入札での参加を認める基準	
2-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準	
2-3 紙入札に移行する場合の取扱い	
2-4 紙入札から電子入札への変更	
<b>3. 案件登録</b>	2
3-1 各受付期間等の設定	
3-2 公告日／公示日以降の案件の修正及び手順	
3-3 紙入札への切替時の処理	
<b>4. 関係書類</b>	2
4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定	
4-2 持参又は郵送を求める基準	
4-3 持参又は郵送による提出方法及び提出期限	
4-4 ウィルス対策	
<b>5. 工事費内訳書</b>	3
5-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定	
5-2 持参又は郵送を求める基準	
5-3 持参又は郵送による提出方法及び提出期限	
5-4 ウィルス対策	
<b>6. 開札</b>	4
6-1 開札方法	
6-2 紙入札の取扱い	
6-3 再入札受付期間の設定基準	
6-4 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡	
6-5 入札書提出後の辞退	
6-6 くじになった場合の取扱い	
6-7 天災等により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い	
6-8 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い	
6-9 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い	

7. 入札情報サービス	.....	5
8. 入札参加者の I Cカードの取扱い	.....	5
8-1 電子入札を利用することができる I Cカードの基準		
8-2 経常建設共同企業体における I Cカードの取扱い		
8-3 特定建設工事共同企業体における I Cカードの取扱い		
8-4 I Cカード不正使用等の取扱い		

別記様式 紙入札承諾願

この富山県電子入札運用基準は、電子入札システム（競争入札手続を行うための富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により富山県が発注する建設工事の請負及び建設コンサルタント業務等（建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務及び道路等の維持管理業務をいう。以下同じ。）の委託に係る競争入札手続についての取扱いを定めるものとする。

## 1. 電子入札実施の基本方針

次の各号に該当する案件は、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）で処理することとし、本運用基準に定めがある場合を除き、原則として、紙による参加申請書や入札書の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。

- ① 一般競争入札においては、電子入札で行う旨を公告に記載した案件
- ② 指名競争入札又は随意契約においては、発注者が指名通知又は見積依頼を電子入札システムにより通知した案件

## 2. 紙入札承諾の基準

### 2-1 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札承諾願（別記様式）が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする（パソコンの故障、ICカードの期限切れ・破損等、入札参加者の責による場合は、紙入札を認めない。）。

- ① WTO対象案件において、紙入札を希望する場合
- ② 入札参加者の商号若しくは名称、所在地又は代表者の変更があった場合であって、県に入札参加資格の変更届（以下「変更届」という。）を提出し、かつ、電子証明書（以下「ICカード」という。）の発行の申請を予定し、又は申請中のとき
- ③ 天災その他やむをえないと認められる場合

### 2-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

発注者は、電子入札の手続き開始後、入札参加者から紙入札への変更のため、紙入札承諾願（別記様式）が提出されたときは、全体の入札手続に影響がないと認められる場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする（パソコンの故障、ICカードの期限切れ・破損等、入札参加者の責による場合は、紙入札を認めない。）。

- ① 電子入札の手続き開始後、入札書受付締切予定日時までの間において、入札参加者の商号若しくは名称、所在地又は代表者の変更があった場合であって、県に変更届を提出し、かつ、ICカードの発行の申請を予定し、又は申請中のとき
- ② 天災その他やむをえないと認められる場合

### 2-3 紙入札に移行する場合の取扱い

前項の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者に対し、以後の電

子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱う。

#### 2-4 紙入札から電子入札への変更

一旦紙入札による入札手続を開始した入札参加者については、以後の入札手続が終了するまでの間、電子入札への変更は認めないものとする。

### 3. 案件登録

#### 3-1 各受付期間等の設定

開札予定日時は、入札書受付締切予定日の翌開庁日を標準とするものとする。

内訳書開封予定日時は、事前準備に要する最低時間を勘案し、設定する。

その他の日時等の設定については、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

#### 3-2 公告日、指名通知日又は見積依頼日以降の案件の中止及び手順

同日以降において、案件登録情報（日時情報を除く。）について錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件を中止し、再登録を行うものとする。

① 錯誤案件に対して入札参加者が参加申請書等を提出するのを防ぐため、参加申請書受付締切日時の変更を行う（一般競争入札方式に限る。）。

（修正例：受付開始日時 13:00 同締切日時 13:01）

② 電子入札システムにより錯誤案件である旨を入札参加者に示し、中止通知書を発行する。

（中止通知書例：本案件は、登録情報に錯誤があったため中止し、後日、同一案件名称により再登録をします。）

③ 新規の案件として改めて登録する。

④ 既に参加申請書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して参加申請書等を送信するように連絡する。

#### 3-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件の入札参加者に対し、紙入札に移行した旨を確実に連絡の取れる方法で連絡するものとする。

### 4. 関係書類

#### 4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

参加申請書等に添付する関係書類及び資料（以下「関係書類」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

ファイル圧縮を認める場合は、ZIP形式を指定し、パスワード付きの形式及び自己解凍形式は指定しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	拡張子が「.docx」での保存
2	Microsoft Excel	拡張子が「.xlsx」での保存
3	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式） その他公告等により特別に認めたファイル形式

#### 4-2 持参又は郵送を求める基準

関係書類の容量が10MBを超える場合には、原則として持参又は郵送により提出を行うものとする。また、案件の特性等により、すべての電子入札による入札参加者に対して持参又は郵送での提出を求めることができるものとする。

#### 4-3 持参又は郵送による提出方法及び提出期限

持参又は郵送を認める場合には、関係書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は原則として認めない。

持参又は郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの参加申請書受付締切日と同一とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、封筒の表に①入札者の商号又は名称②入札案件名③発注担当所属名④「関係書類在中」（朱書き）を記載させるものとする。

#### 4-4 ウィルス対策

発注機関の担当者は、入札参加者から提出された関係書類のウィルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとする。

この場合に、関係書類がウィルスに感染していることが判明した場合、直ちに作業を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

### 5. 工事費内訳書

#### 5-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は4-1に準ずるものとする。

#### 5-2 持参又は郵送を求める基準

工事費内訳書の持参又は郵送を認める基準は4-2に準じるものとする。

この場合において、「10MB」とあるのは、「5MB」と読み替えて適用するものとする。

#### 5-3 持参又は郵送による提出方法及び提出期限

工事費内訳書の持参又は郵送による提出方法は4-3に準じるものとする。

この場合において、「参加申請書受付締切日」とあるのは、「入札書受付締切日」と読み替えて適用するものとする。

#### 5-4 ウィルス対策

ウィルス対策については、4-4に準ずるものとする。

#### 5-5 内訳書の事前チェック

発注者は、入札書受付締切処理後に工事費内訳書をチェックするものとする。事前に印刷出力した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで厳重に保管するものとする。

### 6. 開札

#### 6-1 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時以降、すみやかに電子入札システムの開札処理で行うものとし、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

#### 6-2 紙入札の取扱い

電子入札において紙入札業者がいる場合には、当該紙入札業者の入札書記載金額及びくじ番号を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

#### 6-3 再入札受付期間の設定基準

再入札は1回とし、原則として初回開札日の翌開札日に執行することとする。

なお、再入札に参加できる者は、初回の入札に参加した者とする。ただし、初回の入札が無効となった者及び初回の入札で失格となった者を除くものとする。

再入札の方法は初回の入札に準じて行うものとするが、工事費内訳書の添付を求めないものとする。

#### 6-4 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

#### 6-5 入札書等提出後の撤回等

電子入札システムにより一度提出した入札書等又は辞退届の撤回、訂正等は認めないものとする。

#### 6-6 くじになった場合の取扱い

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合、電子入札システムにより当該同価格の入札についてくじを行って落札者を決定するものとする。

6-7 天災等により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い  
天災等により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

原則として複数の入札参加者が次の各号に該当する障害等により入札に参加できず、かつ、復旧が入札書受付締切予定時間に間に合わないと判断される場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の延長を行うことができるものとする（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2-2参照。）。

- ① 天災
- ② 広域的停電
- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④ その他時間延長が妥当であると認められる場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度「日時変更通知書」が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

6-8 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い  
発注者側に障害が発生した場合は、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の延長を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度「日時変更通知書」が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時の決定時に再度「日時変更通知書」を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）。

6-9 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札書受付締切時間になっても入札書が電子入札システムのサーバに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を棄権したものとみなすものとする。

## 7. 入札情報サービス

電子入札案件に係る入札公告、入札結果の公表、その他入札手続に必要な事項の公表は、原則として入札情報サービスシステムにより行うものとする。

## 8. 入札参加者のICカードの取扱い

8-1 電子入札を利用することができるICカードの基準

電子入札を利用することができるICカードは、別途公表する民間の電子認証局が発行

したＩＣカードで、建設工事、測量・建設コンサル等タント等業務及び道路維持等の維持管理業務に係る富山県の競争入札参加資格者名簿に記載されている者（以下「代表者」という。）及び県外業者で代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた場合は当該委任先の代表者（以下「受任者」という。）の名義のＩＣカードに限る。

#### ８－２ 経常建設共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

電子入札を利用することができるＩＣカードは、単体企業用とは別に経常建設共同企業体用として用意した代表会社の代表者名義のＩＣカードとする。

#### ８－３ 特定建設工事共同企業体におけるＩＣカードの取扱い

電子入札を利用することができるＩＣカードは、特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）の代表会社の代表者又は受任者名義のＩＣカードとする。

また、当該特定ＪＶの入札書提出時において、特定ＪＶの構成会社の代表者又は受任者から代表会社の代表者又は受任者に対する入札・見積に関する権限についての委任状の提出を求めるものとする。

#### ８－４ ＩＣカード不正使用等の取扱い

入札参加者のＩＣカード不正使用等が判明した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除することができるものとする。

<不正使用等の例示>

- ① 他人のＩＣカードを使用し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対し、複数のＩＣカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、又は提出しようとした場合

別記様式

年 月 日

紙入札承諾願

(契約担当所属の長) 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の理由により電子入札システムを利用することができないため、紙入札を承諾いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工 事 名  
(工事番号)
- 2 電子入札システムを利用することができない理由

---

上記については、承諾します。

年 月 日

---

殿

(契約担当所属の長) 印